

令和5年度集団指導

運営指導の留意点・指摘事項について
介護保険施設・老人福祉施設

和歌山県介護サービス指導室

令和5年10月

運営指導の留意点・指摘事項について(介護保険施設・老人福祉施設)

はじめに

運営指導における主な指導事項等を取りまとめましたので、各施設において自己点検を行っていただき、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業の実施にご活用ください。

指定介護老人福祉施設

施設運営等について

勤務表は原則として月ごとに作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にする必要があるが、勤務表に常勤・非常勤の別、機能訓練指導員と看護職員の兼務、医師の配置が記載されていなかったため、記載すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第24条、第47条

指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

従業者の勤務の体制は、施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。

指定介護老人福祉施設

職員研修について

- ・ 事故発生の防止のための職員研修が実施されていなかったため、年に2回以上定期的に実施すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条第1項第3号

- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修が年1回のみの実施だったので、年に2回以上定期的に実施すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条第2項第3号

指定介護老人福祉施設

介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算を算定している介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施するものであるが、賃金改善の内容を確認したところ、介護職員が当該施設へ人材を紹介した時に支払った紹介料に充てていた。

同加算は介護職員の賃金改善を目的とする制度であり、その充当先は基本給、手当、一時金等の労働の対価として支払われるものに限られ、紹介料に充当するのは不適切である。

○平成30年3月22日付け老発0322第2号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

指定介護老人福祉施設

日常生活継続支援加算について

当該加算については下記アからウのいずれかに該当することが算定要件のひとつであり、その要件を満たし毎月記録することを要する。しかしながら、当該施設では、その記録が確認できなかったため、漏れなく記録を残すよう改めること。

- (ア) 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。
- (イ) 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。
- (ウ) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。

OH12厚告第21号 1口注7

OH12老企第40号 第2の5(8)

指定介護老人福祉施設

個別機能訓練加算について

個別機能訓練加算について

- 個別機能訓練計画作成に係る記録の保管

個別機能訓練を実施するにあたっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画作成し、当該計画に基づき訓練を行う必要があるが、実地指導において状況を確認したところ、個別機能訓練計画は作成されていたが、多職種職員で同計画の検討がされていないことが確認された。

○H12老企第40号 第2の5(14)

指定介護老人福祉施設

個別機能訓練加算について

個別機能訓練加算について

- ・ 訓練の効果、実施方法等に対する評価等

個別機能訓練を行うにあたっては、個別機能訓練計画に基づき行った訓練の効果、実施方法等について評価等を行う必要があるが、この評価を行っていなかった。

については、個別機能訓練の実施にあたり、訓練の効果、実施方法等について評価等を行い、漏れることなく記録に残すようにすること。

○H12老企第40号 第2の5(14)

指定介護老人福祉施設

送迎加算について(短期入所生活介護関係)

当該加算については、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対する送迎を行う場合に対象となるが、そのことが確認できなかった。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準8 注13

介護老人保健施設

施設運営等について

施設サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容を記録しなければならないが、サービス提供の内容がほとんど記録されていなかったため、具体的な内容を適切に記録すること。

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条

施設は、サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならない。

介護老人保健施設

施設運営等について

切迫性、非代替性、一時性について十分検討せず身体的拘束等を行っており、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないが、記録がないなど、身体的拘束等の適正化を図るために義務付けられている事項について、適正に実施されていなかったもので、改善すること。

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第13条第4項、5項、6項

〈身体拘束について〉

身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算の対象施設では、身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、身体的拘束等の適正化を図るための下記の措置がとられていないことが認められた場合は、身体拘束廃止未実施減算となる。

(入所者全員 所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算)

〈身体拘束について〉

身体的拘束等の適正化を図るために義務付けられている事項等

(ア) 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

◎例外的に身体的拘束等を行う場合の要件
次の三つの要件をすべて満たしていること

[切迫性]: 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

[非代替性]: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

[一時性]: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

〈身体拘束について〉

身体的拘束等の適正化を図るために義務付けられている事項等

- (イ) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (ウ) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (エ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (オ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

介護老人保健施設

所定疾患施設療養費(Ⅰ)について

所定疾患施設療養費(Ⅰ)については、算定要件において、肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限るとされているが、肺炎の者に対し、検査が行われた記録が確認できなかった。

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 2ヨ注1(1)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の6(33②)

軽費老人ホーム

施設運営等について

ハラスメント対策について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。

○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第24条第4項

養護老人ホーム

人事・職員処遇等について

養護老人ホームの長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないが、いずれも確認できなかったので、速やかに適切な職員配置を行うこと。

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条

養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

養護老人ホーム

職員研修について

人権擁護に関する研修が実施されていないので、1年に1回以上実施すること。

○和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第4条

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

退所時について

退去時の原状回復費用について、入所者から一律にハウスクリーニング費を請求していた。退去時に入居者が負担すべき費用は原状回復に関する部分とすることが適切とされている。なお、この原状回復とは、賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧することとされているため、その取扱いについては、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」(H23.8国土交通省住宅局)を参考に行うこと。

○和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第12章1(1)、(2)

○和歌山県サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針第9章1(1)、(2)ア

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

非常災害対策について

消防訓練(消火・避難訓練)が定期的に実施されていないので、定期的に実施すること。

○和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第7章6(1)